

平成 23 年 9月 補正予算要求事業調書

1 予算要求事業の概要

No.	事業名(予算の事務事業名)			区分
7	児童扶養手当事務事業			新規 (拡大) 継続
会計区分	款	項	目	所管
一般会計	3	4	2	子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課
事務事業の位置付け				
しあわせ倍増プラン2009	番号		事業名	
総合振興計画新実施計画	事業コード		事業名	
根拠法令・条例・規則等				
予算要求事業の概要				
内容	児童扶養手当法に基づき、父母の離婚等によって父又は母と生計を同じくしていない子どもや、父又は母に一定の障害のある子どもを養育している者に児童扶養手当を支給します。			
	1 児童扶養手当の申請審査・支給(4月・8月・12月に前4か月分を支給) 2 児童扶養手当の支給開始から5年等経過した受給者に対する就労意欲の確認 3 児童扶養手当受給者の現況届受付(毎年8月)			
目的・目標	<目的> 父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。			
	<目標> 父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を図ります。			
現状と課題	<現状> 児童扶養手当法の一部を改正する法律が成立し、平成22年8月より父子家庭の父等が児童扶養手当の支給対象となりました。 平成23年5月末時点の児童扶養手当受給者は約6,978人です。 (平成20年度末6,223人、平成21年度末6,472人、平成22年度末6,858人)			
	<課題> 児童扶養手当受給者は年々増加傾向にあり、それに伴って手当の支給費も増大傾向にあります。			
今後のスケジュール	・平成23年 8月 児童扶養手当現況届の発送・受付 児童扶養手当の8月支払い ・平成23年12月 児童扶養手当の12月支払い			

2 補正予算要求の理由と効果

要求理由	緊急性	児童扶養手当の支給費が当初見込を上回る金額で推移しており、12月の支払いにおいて、予算不足となる見込です。 また、児童扶養手当法は地方自治法に定める法定受託事務であり、支給を延期することができません。 子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課
	実施義務	根拠法令等 児童扶養手当法
効果	他市の実施状況	政令市：現在のところ、特に補正予定はない 県内他市：現在のところ、特に補正予定はない
	対象者	父母の離婚等により父又は母と生計を同じくしていない子どもを養育している者
	効果	児童扶養手当の支給を行うことで当該家庭の生活の安定と自立の促進を図ります。

3 補正前予算と補正予算要求の内容 (単位：千円)

区分	金額	備考	
平成23年度	補正前予算	3,071,529	<積算内訳> 1 児童扶養手当の給付費
	財源内訳	国庫支出金 1,023,842 一般財源 2,047,687	
9月補正予算	補正予算要求	250,633	<積算内訳> 1 児童扶養手当の給付費
	財源内訳	国庫支出金 83,544 一般財源 167,089	・児童扶養手当国庫負担金 補助率 1/3
	財政局長査定	250,633	<査定内容> 1 児童扶養手当の給付費
	財源内訳	国庫支出金 83,544 一般財源 167,089	・児童扶養手当国庫負担金 補助率 1/3
<査定理由> 法律上の給付義務を負う児童扶養手当について、当初の見込みを上回る給付対象者の増が認められることから、今後の給付に支障が生じないように予算化が必要と判断し、9月補正予算に計上することとしました。			
市長査定	市長査定	250,633	<査定内容> 1 児童扶養手当の給付費
	財源内訳	国庫支出金 83,544 一般財源 167,089	・児童扶養手当国庫負担金 補助率 1/3
<査定理由> 財政局長査定の内容及び理由について、適正と認められるため、財政局原案のとおりとしました。			